

議員提出議案第2号

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月21日

提出者 10番 おりかさ 明実 11番 中江 秀夫
12番 渡辺 キヨ子 31番 三小田 准一
32番 中村 しんご

葛飾区議会議長 梅沢 五十六 殿

(提案理由)

高齢者の生活の安定を図るため、非課税の範囲を拡大する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

葛飾区特別区税条例（昭和39年葛飾区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「、未成年者」の次に「、老年者（65歳に達している者をいう。）」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の葛飾区特別区税条例第10条第1項第2号の規定は、平成24年度以後の年度分の特別区民税について適用し、平成23年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。